

社会福祉法人敬老園 介護職員等特定処遇改善加算について

1. 国の基準に沿い「経験・技能のある介護職員」に支給。

内容

「経験・技能のある介護職員」については下記の(1)～(3)のいずれをも満たす者とする。

(1) 介護福祉士を有し、

(2) 下記①から③のいずれかに該当する介護職であること

①主任以上の職位の者

②人事評価における等級が2級以上の副主任の職位の者

③一般職で人事評価における等級が2級以上の者

※介護職の等級は1等級から4等級であり、5等級以上は全職種のマネジメントとなるため、支給しない

(3) さらに、日勤・夜勤を問わず、フルタイムの勤務シフトに入れる能力のある者

2. 支給形態

一時金にて支給

3. その他

特定処遇改善加算は国の示す様々な基準を満たした事業者に支給決定となります。

敬老園では人材要件、研修要件などをクリアできるよう、処遇改善加算も含め、より良い処遇改善が行えるよう努力を行っています。

以上